

# 決定箇所図



②特別用途地区  
(大規模集客施設制限地区) 4.9ha

①特別用途地区  
(大規模集客施設制限地区) 11.5ha

③特別用途地区  
(大規模集客施設制限地区) 5.2ha

④特別用途地区  
(大規模集客施設制限地区) 5.9ha

⑤特別用途地区  
(大規模集客施設制限地区) 1.5ha

凡 例	
	都市計画区域
	用途地域境界線
	用途地域境界線
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	道路・鉄道又は河川を中心とした集積区域
	上記に於いては、場合の地域境界線
	準防火地域
	都市計画道路
	都市計画公園
	北地区画整理事業区域
	公営下水道(雨水併用)
	都市計画施設

